

令和 3 年

第 4 回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

令和3年 第4回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和3年4月12日（月曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者

19名中19名

4 農地利用最適化推進委員出席者

21名中19名

5 議事

- ・報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第11号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第13号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局 3名出席

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名出席で定足数に達していますので、会議規則により第 4 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。本日の総会は令和 3 年度の初めての総会でありますので農業委員さん・農地利用最適化推進委員全員出席を依頼しました。

さて、4 月 1 日の事務局職員の定期異動により 2 名の方が新しく加わり事務局には大変なこととは思いますが、よろしく願いいたします。

また昨年は、法人 6 団体が設立し集積・集約化に向けた取り組みが進んで来ていると感じます。「人・農地プラン」については、農業委員会の積極的な関与が求められていますので、昨年につき研修等も行っていきたいと思っております。本年度についても、新型コロナウイルスの影響で行事に関するものが出来ない場合もありますが、皆様のご協力もと頑張っていきたいと考えております。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 9 番委員お願いします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 33 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 3 件、第 4 条によるもの 1 件、第 5 条によるもの 4 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 11 件、利用権の設定 59 件、使用貸借権の設定 3 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 5 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、1 番委員、2 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 4 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 4 号の 33 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 33 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、賃借人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 4 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 4 号を終わります。続きまして、議案第 11 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 3 件、4 条 1 件、5 条 4 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 11 号農地法第 3 条による許可申請の 3 件の譲受人は、いずれも農地法

第3条及び同施行規則第17条2項2号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位1番から3番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第3条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条3件は決定します。
つづきまして、第4条1件、第5条4件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第11号農地法第4条による、転用許可申請の1件は、農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の4件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から4番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた8番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

8番農業委員 今回は、現地調査班6名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分1種・2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、市役所から北東へ、約2.7kmのところになります。

申請面積は1,507㎡で、田や畑を管理していくことが困難なので、植林を計画するものです。なお、申請地の一部に申請人が植林を行なったもので追認申請するものです。

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、市役所から南東へ、約1.8kmのところになります。申請面積は1,248㎡で、申請人が運営している運送業の事業拡大に伴い、駐車場及び資材置場を計画するものです。農地区分は、北へ10ヘクタール以上の農地の広がりがある第1種農地となりますが、集落と接続しており転用は可能です。なお、申請地の一部で始末書が添付されております。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、J R阿蘇駅から北西へ、約0.8 kmのところになります。申請面積は432.09㎡で、申請人が農業を営んでおり農業機械の大型化に伴い農業用倉庫(147.67㎡)の新設を計画するものです。農地区分は、北へ農地の広がりがある農用地区域内農地となりますが、農業用施設への転用ですので、転用は可能です。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、J R阿蘇駅から南西へ、約1.2 kmのところになります。申請面積は58㎡で、申請人が隣接地に、昭和57年頃に車庫兼住居を建築した際に、当時の所有者と売買契約を行い現在に至っておりましたが、申請地所有者が変わり所有権移転手続きを行っていませんでしたので、追認申請するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。なお、始末書が添付されております。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から西へ約630 mのところになります。申請面積30.5㎡の敷地と、隣接の宅地346.3㎡を合わせた敷地376.8㎡に、個人住宅(建築面積130.45㎡)を建設するものです。農地区分は、西へ農地の広がり10ヘクタール以上ありますので、第1種農地となりますが、宅地の拡張ですので転用は可能です。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

(発言なし)

議長 5条1番について、この農地は基盤整備の追認案件だと思いますが、今後もこのような資材置場等の違反転用委がないよう委員の皆様も注視願います。事務局より補足願います。

事務局 この案件は、基盤整備の農地であり農用地区域内農地でありましたが、農振審議会の除外方針を受け農振地域から除外したもので、土地改良区の承諾も得ている案件です。

議長 ありがとうございます。

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。

何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条、5条案件について、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法4条1件、5条4件は決定します。

これで議案第11号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第12号所有権移転の11件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から11番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第12号の所有権移転について何か質問はありませんか。

16番委員 順位7番の反当り単価が安いように思えますが何か理由がありますか。

事務局 この土地については、土地の形状が不整形のため安くなっております。

16番委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか

12番委員 順位9番の単価は高いようですが問題はありますか。

事務局 高くても問題はありません。

12番委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転11件は決定します。

議 長 次に議案11号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第11号2番の利用権設定の59件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位59番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第12号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定59件は決定します。

議 長 次に議案12号3番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第12号3番の使用貸借権設定の3件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から3番の、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第12号3番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問

はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定3件は決定します。

これで議案第12号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第13号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位1番から5番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位1番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の10番委員と12番委員にお願いしたいと思います。

順位2番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の10番委員と12番委員にお願いしたいと思います。

順位3番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の8番委員と11番委員にお願いしたいと思います。

順位4番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員7番委員と15番委員にお願いしたいと思います。

順位5番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の13番委員と21番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案13号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案13号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第4回総会を閉会いたします。